整理番号

D－2－4　　111－3

標 題 名

害虫予防規則など通達３通(その３)

著 者 名

発行者名

長野県

発 行 年

明治 19 ～ 29 年

製作年月

平成２８年６月

明治廿九年六月廿九日

害蟲驅除豫防法施行規則

長野縣知事　高崎親章

北佐久郡 甲第四九二號
蚕業試験場 明治廿年六月廿日 受附

長野縣令第卅七號

明治二十九年三月法律第十七號ニ據リ害蟲驅除豫防法施行規則左之通相定ム

明治廿九年六月廿九日　長野縣知事高崎親章

害蟲驅除豫防法施行規則

第一條　明治二十九年三月法律第十七號ニ據リ本縣下ニ於テ驅除豫防スヘキ害蟲ハ左ノ種類トス

蝗蟲（イネイヅムシ、シンキリサシムシ、シンムシ）　蔕蟲（イネノハマキムシ、ハマクリムシ、ツトムシ、チヤキムシ）

明治年間撰著共隔ニ相定

害虫名	方言	主ニ被害植物
螟虫	スイムシ、ニンムシ、ニサシ、ニンギリサシムシ	稲
浮塵子	ウンカ、コヌカムシ、イネノヨコバイ、ヨコブエ	同
泥負虫	トロコ、トロムシ、ベロムシ	同
葩虫	ツトムシ、チマキムシ、蛸虫、カラケムシ	同
葉巻虫	ヨシリムシ、キンスコツマキリ、センコリムシ	同
蝗虫	蚤	同
青虫	青虫、稲天蚕	同
地蚕	ヨトウムシ、コウシク、キリウジ、根切虫	煙草、大麻、蔬菜
金亀子	コガネムシ	豆、蔬菜、果樹
地蚕	蝲虫	果樹、果樹
天牛	噛切虫 毛切 ゴンドウ 鉄砲虫	左 左
葉天蠶	葉天蚕、ポウムシ、枝天蚕	左
象鼻虫	象虫	稲豆、果樹
蚜虫	油虫、リンゴワタムシ、葉虱	穀菽、蔬菜、果樹
蛤虫	ナメクジ	桑、麦
葉甲虫	クハハムシ	桑樹
葉巻虫	葉巻	

浮塵子（ウンカ、コヌカムシ、イネノヨコバヒ、ヨコブエ）　泥蟲（ドロムシ、ベロムシ）

地蚕（ヨトウムシ、キリウヂ、ネキリムシ、コウカク）　蟋蟀（コホロギ、コロコロ）

蟷螂（ヂムシ、ヌケガヘリ、ノケサ、キリウジ）　桑蟻（クハシヤクトリ、ボウムシ、エダシヤクトリ）

桑蚜（クワシラミ、ワタヒシ、シロシブ）　桑蛸蠑（クワクムシ、キンケムシ、カユガリ）

桑葉甲蟲（クワムシ、メムシ）

第二條　害蟲田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ作人ハ直ニ驅除豫防ニ着手シ同時ニ口頭若クハ書面ヲ以テ町村長ニ届出デ町村長ハ郡長ニ郡長ハ知事ニ急報スヘシ郡長町村長ニ於テ害蟲田畑ニ發生シ又ハ

發生ノ虞アルヲ發見シタルトキ亦同シ

第三條　郡長前條ノ報告ヲナストキハ併テ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、害蟲ノ種類方言

二、害蟲發生又ハ發生ノ虞アル町村(大字)名並驅除豫防ヲ施行スヘキ期限

三、被害農作物ノ種類及被害見積反別

四、被害ノ狀況

第四條　本則第一條ニ列記セサル蟲類若クハ昆蟲以外ノ動物ニシテ農作物ヲ害シタルト

キ又ハ害スルノ虞アルトキハ町村長ハ郡長ニ郡長ハ知事ニ急報スヘシ

第五條　害蟲驅除豫防法第三條ニ據リ驅除豫防施行ノ命令ヲ發シタルトキハ郡長ハ直ニ町村長ニ町村長ハ直ニ當該作人ニ傳令シ指揮監督シテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキ郡長ハ直ニ町村長ニ傳令シ町村費ヲ以テ之ヲ行ハシメ其費用ハ害蟲驅除豫防法第三條第二項ニヨリ當該作人ヨリ徵收スヘシ

第六條　害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若クハ害蟲田畑以外ノ地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ町村長ハ郡長ニ郡長ハ知事ニ本則第三條ノ事項ヲ具シ急報スヘシ

第七條　前條ノ場合ニ方リ驅除豫防施行ノ命令ヲ發シタルトキハ郡長ハ町村長ニ傳令シ町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ

第八條　本則第六條ノ場合ニ於テ夫役ヲ賦課スルノ必要アリト認ムルトキハ郡長ハ豫メ

賦課ノ區域並課率ヲ定メ具申スヘシ

第九條　害蟲驅除豫防法第六條ニ據リ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物、藁稈、刈株、雜草ヲ拔棄若クハ燒棄スルノ必要アリト認ムルトキハ郡長ハ直ニ知事ニ具申スヘシ

第十條　害蟲一町村以上ニ蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキハ郡長ハ隣接町村ヲシテ同時ニ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ

第十一條　害蟲驅除豫防施行期間ノ狀況ハ町村長ヨリ郡長ニ郡長ヨリ知事ニ每日報告ス

ヘシ

第十二條　每年度ニ於テ町村費ヲ以テ施行シタル害蟲驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ表式ニ據リ町村長ハ翌年四月十日限郡長ニ郡長ハ同月十五日マテニ知事ニ報告スヘシ

害蟲驅除豫防報告樣式（各害蟲ニ就キ區分スヘシ）

害蟲名

町村名	被害大字ノ數	仝上農作物ノ種類	仝上見積反別	此平年收穫高	被害ニ付見積減收高	驅除豫防ニ係ル町村費	仝上夫役ノ數	仝上郡費補助額	仝上縣稅補助額

計

附則

第十三條　此規則ハ發令ノ日ヨリ施行ス

植物防疫資料館図書之印